

体育施設利用団体登録申請書

令和〇年〇月〇〇日

北谷町教育委員会
教育長 原田 利明 様

申請人

住所 北谷町字桑江〇〇〇番地

氏名 北谷 太郎

本会は、下記の目的達成のため組織したので、北谷町営体育施設の設置及び管理に関する規則第10条の規定により登録を申請します。

記

団体名称	※ 団 体 名		
団体結成年 月 日	令和〇年〇月〇日		
結成の目的	(競技名)の競技力向上のため など		
代 表 者	住 所	北谷 市 町 村	字桑江〇〇〇 番地
	氏 名	北谷 太郎	
	連絡先	000-0000-0000	

備 考

※ 代表者以外で確実に連絡のつく方の氏名と連絡先の記入をよろしくお願いします。

氏 名	携帯電話番号	メールアドレス
体育 次郎	111-1111-1111	taiiku@taiiku.jp
運動 花子	222-2222-2222	undo@undo.jp

※団体名簿及び会則を添付すること。

(団 体 名) 会則

(総 則)

第1条 本会は、「 (団 体 名) 」と称し、事務局を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、 (競技名) 等の活動を通じ、会員の競技力向上や健康増進、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織の構成)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者を以って構成する。

(事 業)

第4条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) (競技名)
- (2) その他、会の目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

第5条 本会に会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(経費及び会計年度)

第8条 本会の経費は、会費及びその他の収入等を以って充てる。また、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会 費)

第9条 本会の会費は、会員一人あたり月額 〇〇〇 円とする。

附 則

本会則は、 令和〇年 〇月〇〇日 から施行する。

「 (団 体 名) 」 団員名簿

令和○年○月○○日

No.	氏 名	年齢	住 所	※町外在住の場合 勤務先等の名称及び住所
1	北谷 太郎	45	北谷町字桑江○○○番地	
2	体育 次郎	43	北谷町字吉原○○番地	
3	運動 花子	45	北谷町字玉上○○番地	
4	運動 走り	20	北谷町字玉上○○番地	
5	健康 一郎	19	北谷町北前○丁目○番○	
6	陸上 次郎	25	沖縄市□□○丁目○番○ 号	(株) △△△ 北谷町字砂辺○○番地
7	蹴球 三郎	33	北谷町北谷○丁目○番○	
8	野球 四郎	20	嘉手納町字□□○○番地	専門学校△△ 北谷町美浜○丁目○番○号
9	籠球 球子	35	北谷町字桃原○○番地	
10	教育 五郎	40	北谷町字宮城○番地○○	
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

令和 7 年度学校体育施設使用にかかる誓約書

令和 6 年度の体育施設使用団体登録説明資料の内容を十分に理解し、北谷町立学校体育施設の使用にあたっては、下記事項について代表者を含む団体構成員に遵守させることを誓います。

記

- 1 北谷町学校体育施設の開放に関する規則、北谷町営体育施設の設置及び管理に関する規則その他関係法令を遵守します。
- 2 教育委員会及び学校の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度で使用します。
- 3 許可された使用時間（準備、後片付け、清掃を含む）を遵守します。
- 4 施設内や施設周辺で騒音を立てる行為（大声で騒ぐ、車の空ぶかしなど）により、近隣住民や他の利用者に迷惑をかけることはしません。
- 5 施設内での喫煙、飲食（運動時の水分補給を除く）はしません。
- 6 使用後は、必ず後片付けや清掃、モップ掛け、グラウンドの整備を行います。
- 7 施設の設備などを破損させた場合は、すみやかに学校警備員及び学校、教育委員会へ報告するとともに、弁償します。
- 8 学校行事等のため、許可を取り消される場合があることを承諾します。
- 9 教育委員会より別途指示がある以外、使用料は必ず前納します。
- 10 A E D の設置場所、使用方法を事前に確認し、安全に施設を使用することに努めます。
- 11 夜間使用時（20 時～22 時）は高校生を除く 18 歳以上の成人のみの使用とし、高校生及び未成年の使用・同伴はいたしません。
- 12 その他、学校体育施設であることを十分に理解し児童生徒の教育活動や管理上支障がある使用はしません。

以上

体育施設使用団体登録説明資料の内容及び関係法令等の内容を守れなかった場合や、申請や許可の内容が事実と反していることが確認された場合、使用停止及び団体登録の取消しをされても異議申し立てをしません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

北谷町教育委員会
教育長 原田 利明 様

団体名 (団 体 名)
代表者署名 (自署) 北谷 太郎